

2020年2月

## どうやって紛争を処理するのか？

公益財団法人 国際通貨研究所  
名誉顧問 行天豊雄

1月15日に懸案の米中貿易摩擦解決に向けた第一段階の合意がやっと調印された。残念なことに、一週間も経たないうちに、新型肺炎騒ぎが大きくなって米中合意の効果は霞んでしまった。しかし調印直後の感じでは、マーケットはそこそこに評価していたが、専門家やメディアの反応は好意的ではなかった。曰く、この合意は貿易不均衡の数量的な側面に対応しているだけで、構造的な問題、つまりサイバー盗難行為とか産業補助金とか技術支配という問題をカバーしていない不十分なものである。さらに、数量的な合意を優先する結果、市場原理を無視して、むしろ中国を管理貿易の方向に追いやることになる、という批判である。

こういう批判は正確を得たものであろう。しかし、トランプと習近平の両者が置かれている国内事情を考えれば、一回の合意ですべてが片付く筈はなく、多くの課題が第二段階以降の合意に先送りされるのも止むを得ないことだろう。

しかし、第一段階合意には長期的構造的意味合いを持った重要な問題が含まれていることを認識しなければならないと思う。それは通商問題における紛争処理の在り方である。第二次大戦後のブレトン・ウッズ体制下においては、伝統的に、貿易紛争は複数の審判官のグループによる調停によって裁決されるというルールが受け入れられてきた。WTOはその象徴である。

皮肉なことに、米国を始めとする先進国が2001年に中国のWTO加盟を認めた時、先進国側は加盟によって中国はWTOルールに従うようになるだろうと期待していたのである。しかし、実際に起こったことは中国が米国からのさまざまな二国間の要求を多国間の調停の場にシフトし、そこで求められる煩雑な手続きを活用して、骨抜きにしようという事態だった。

そして米国はこのような状態は米国の主権と法律を無視するものだとして、WTOに対する姿勢を反転させたのである。

第一段階合意では米中間の紛争はWTOに付託されるのではなく、両者間の三回の交渉に委ねられる。そしてその結果が満足できなければ、米国は関税を上げる権利を持つ。中国も同じ権利を持つが、中国の関税引上げの余地は米国に比べればはるかに規模

が少ない。合意を破棄しなければ WTO に提訴することもできない。

こう見ると、第一段階合意は紛争処理に関する限りは相当に米国寄りの合意だと云えるだろう。紛争処理の原則が歴史的転機を迎えたと云えるかもしれない。中国内での合意達成の必要性がそれだけ大きかったということだろう。

しかしこれで米国が勝ったわけではないのは勿論である。問題は、単なる貿易不均衡の改善だけでなく、先に述べた両国間の長期的構造的な経済の相克が解消できるのかどうかなのである。楽観的な観方は、第一段階合意を契機として、米中の双方が本来の WTO の精神を受け入れて、それに則った行動をすることである。しかし、そうならなければ、起こりうることは両者の相互不信が引き続き、両者共本格的な衝突を望まないだろうから、時々、第二段階、第三段階の合意を繰返しながら、時が解決するのを待つということだろう。

(株式会社マネーパートナーズ ホームページへ寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>